

生産森林組合の解散と清算及び組織変更の手續の制定について（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 林政経第 358 号林野庁経営課長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 3 生産森林組合から他の組織形態への組織変更</p> <p>1 組織変更の目的</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認可地縁団体への組織変更</p> <p>ア 組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位となり、組合自ら森林の経営事業を行い得る体制を維持できなくなってきたり、森林の維持管理を行う意思はあるものの、組合に求められる常時従事義務等が果たせず、森林組合等他の事業体へ森林施業の大半を委託せざるを得ない場合等があります。</p> <p>イ このような組合については、組合所有の森林を引き続き保有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態への移行を望む場合には、組合員の意向を尊重しつつ、組合の運営状況や所有森林等の実態を踏まえ、法第 100 条の 19 ほか関係規定に基づき、認可地縁団体へ組織変更することができます。</p> <p><u>ウ 認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域が重複する団体の認可については、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら、地方自治法上の認可要件に該当しているか否か判断されることとなります。</u></p>	<p>第 3 生産森林組合から他の組織形態への組織変更</p> <p>1 組織変更の目的</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認可地縁団体への組織変更</p> <p>ア 組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位となり、組合自ら森林の経営事業を行い得る体制を維持できなくなってきたり、森林の維持管理を行う意思はあるものの、組合に求められる常時従事義務等が果たせず、森林組合等他の事業体へ森林施業の大半を委託せざるを得ない場合等があります。</p> <p>イ このような組合については、組合所有の森林を引き続き保有し、維持管理することを主目的とする新たな法人形態への移行を望む場合には、組合員の意向を尊重しつつ、組合の運営状況や所有森林等の実態を踏まえ、法第 100 条の 19 ほか関係規定に基づき、認可地縁団体へ組織変更することができます。</p> <p>(新設)</p>

2 (略)

3 組織変更の具体的手続

(1)～(3) (略)

(4) 組織変更に向けた具体的な手続

ア～ケ (略)

コ 組織変更の認可申請

a・b (略)

c 組織変更認可申請書に添付する書類 (認可地縁団体)
(共同省令第2条)

①～⑤ (略)

⑥ 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿
(削る。)

⑦～⑨ (略)

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和3年法律第44号) により、地方自治法 (昭和22年法律第67号) の一部が改正され、認可地縁団体の認可の目的を見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとされました。この改正に伴い、地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) が改正され、地縁による団体が当該認可を受けるための申請における添付書類について、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とすることとされたところです。

以上を踏まえ、組合からの認可地縁団体への組織変更の認可申請における添付書面についても、保有資産目録及び保有予定資産目録を不要とすることとされました。

一方で、法第100条の20に規定する組織変更計画の記載事項である「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる情報として、組合の保有する森林の所在や面積、権原等を都道府県が把握する必要が生じることも考えられます。

そのため、組織変更の認可を行う都道府県は、適切な森林管理を確保

2 (略)

3 組織変更の具体的手続

(1)～(3) (略)

(4) 組織変更に向けた具体的な手続

ア～ケ (略)

コ 組織変更の認可申請

a・b (略)

c 組織変更認可申請書に添付する書類 (認可地縁団体)
(共同省令第2条)

①～⑥ (略)

⑥ 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべきものの名簿

⑦ 申請時に不動産又は不動産に関する権利等 (以下「不動産等」という。) を保有している場合にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している場合にあつては保有予定資産目録

⑧～⑩ (略)

(新設)

する観点から必要と認めるときは、認可申請を行おうとする組合に対し、「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる情報として、保有森林に関する情報（所在、面積、権原等）を記載した組織変更計画の提出を求めることも差し支えありません。

サ～タ （略）

（様式 13）

<認可地縁団体の場合>

1～7 （略）

8 農林水産省令・総務省令で定める事項

「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」（※）

〈例（具体の維持管理方法を記載。）〉

・境界の保全（巡視、下刈）、不法投棄の巡回、林道除草等の維持管理

【スギ人工林の場合】

・適正な保育・間伐の実施（間伐が遅れている森林の整備等）

・将来的な整備の負担を軽減する観点から、針葉樹と広葉樹の混交林への誘導

【アカマツ林の場合】

・松くい虫被害拡大防止のため、定期的な見回りの実施、予防・防除の実施

・風景林維持のため、広葉樹等の灌木の適宜伐採

【広葉樹林の場合】

・森林教室等のイベントや森林レクリエーション利用のため、遊歩道等の設置

※ 「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」の前提となる情報として、保有森林に関する情報（所在、面積、権原等）の記載を行う場合の記載例は以下のとおり。

サ～タ （略）

（様式 13）

<認可地縁団体の場合>

1～7 （略）

8 農林水産省令・総務省令で定める事項

「認可地縁団体の所有する森林の維持管理に関する事項」

〈例（具体の維持管理方法を記載。）〉

・境界の保全（巡視、下刈）、不法投棄の巡回、林道除草等の維持管理

【スギ人工林の場合】

・適正な保育・間伐の実施（間伐が遅れている森林の整備等）

・将来的な整備の負担を軽減する観点から、針葉樹と広葉樹の混交林への誘導

【アカマツ林の場合】

・松くい虫被害拡大防止のため、定期的な見回りの実施、予防・防除の実施

・風景林維持のため、広葉樹等の灌木の適宜伐採

【広葉樹林の場合】

・森林教室等のイベントや森林レクリエーション利用のため、遊歩道等の設置

（新設）

〈例：保有森林に関する情報〉

地 目	権 原	面 積	所 在 地

(様式 16)

認可地縁団体 規約例

〇〇自治会規約

第 1 章～第 3 章 (略)

第 4 章 総会

第 14 条～第 22 条 (略)

(総会の書面表決)

第 23 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 (略)

第 24 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

附則 (略)

(様式 16)

認可地縁団体 規約例

〇〇自治会規約

第 1 章～第 3 章 (略)

第 4 章 総会

第 14 条～第 22 条 (略)

(総会の書面表決)

第 23 条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 (略)

第 24 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

附則 (略)

(様式 18)

<認可地縁団体の場合 ※共同省令第2条関係 認可申請書様式>

組織変更認可申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

生産森林組合の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認可地縁団体への組織変更について認可を受けたいので、森林組合法第100条の22第1項の規定により、別添書面を添えて申請します。

(別添書面)

1～5 (略)

6 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべき者の名簿

(削る。)

7～9 (略)

(様式 18)

<認可地縁団体の場合 ※共同省令第2条関係 認可申請書様式>

組織変更認可申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

生産森林組合の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

認可地縁団体への組織変更について認可を受けたいので、森林組合法第100条の22第1項の規定により、別添書面を添えて申請します。

(別添書面)

1～5 (略)

6 組織変更後認可地縁団体の構成員となるべきものの名簿

7 申請時に不動産又は不動産に関する権利等(以下「不動産等」という。)を保有している場合にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している場合にあつては保有予定資産目録

8～10 (略)

(削る。)

別記

保有資産目録様式（第2条関係）

保有資産目録

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(削る。)

--	--	--

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

別記

保有予定資産目録様式 (第2条関係)

保 有 予 定 資 産 目 録

年 月 日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動 産の取得予定 時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の所 在地

2 不動産に関する権利等

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>権原</th> <th>権原取得の予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	資産の種類	権原	権原取得の予定時期																		
	資産の種類	権原	権原取得の予定時期																			